

## 戦争保険臨時措置法施行規則

一六八

收入金額ヲ以テ戦争保険關係ニ基ク支拂ニ不足シタル場合ニ於ケル借入金ノ利息トシテ支拂ヒタル額トス

第三十八條 戰争保険關係ニ基ク收入金額ニ對スル利息ハ保険會社ガ取得シタル額トス

### 第四章 雜則

第三十九條 戰争保険臨時措置法第二條ノ指定ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第四十條 保険會社ガ代理店主ヲシテ戦争保険ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルトキハ其ノ旨記載シタル書面ヲ代理店主ニ交付シ代理店主ヲシテ其ノ營業所ノ見易キ箇所ニ掲ゲシムベシ

第四十一條 保険會社ハ戦争保険臨時措置法第五條第一號ニ該當スル事實アリト認ムルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ大藏大臣ニ報告スベシ

第四十二條 戰争保険臨時措置法第八條ノ額ハ十萬圓トス

第四十三條 戰争保険臨時措置法第十條ノ證票ハ別記様式ニ依ル

### 附則

第四十四條 本令ハ戦争保険臨時措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十五條 戰争保険臨時措置法附則第二項ノ保険金額ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 保険ノ目的ガ家屋臺帳ニ登録セラレタル家屋ナルトキハ其ノ貨貸價格ニ左ノ數ヲ乗ジタル額以下トス  
但シ其ノ額ガ其ノ物ヲ保険ノ目的トシ戰爭保険ヲ付セントスル保険會社ヲ保険者トシ現ニ締結シ居ル火

災保險契約（所有者トシテ通常有スベキ利益ヲ保険ニ付シタルモノニ限ル以下同ジ）ノ保険金額ノ十分ノ七ニ相當スル額ニ満タザルトキハ此ノ額以下トス

市ニ所在スル家屋

六

町ニ所在スル家屋

十

其ノ他

二十

二 保険ノ目的ガ家財ナルトキハ世帯毎ニ其ノ世帯ニ屬スル成年者一人ニ付三百圓、未成年者一人ニ付五百圓ノ割合ヲ以テ計算シタル額以下トス但シ其ノ額ガ其ノ物ヲ保険ノ目的トシ戰爭保険ヲ付セントスル保険會社ヲ保険者トシ現ニ締結シ居ル火災保險契約ノ保険金額ノ十分ノ七ニ相當スル額ニ満タザルトキハ此ノ額以下トス

三 其ノ他ノ場合ニ於テハ保険價額ノ十分ノ七ニ相當スル額トス

第四十六條 戰争保険臨時措置法第八條ノ額ハ同法附則第二項ノ規定ニ依ル保険契約ニ付テハ五千圓トス

第四十七條 第三十四條ノ期間ハ戦争保険臨時措置法施行後最初ニ爲ス計算ニ付テハ同法施行ノ日ヨリ昭和十七年十一月三十日迄トス

戰爭保險臨時措置法施行規則

一七〇

別記様式

(用紙寸法(縦九一  
横六四耗)

面表	
官氏名	大藏省 省大印藏
臨戰爭保險臨時措置法第十條ノ規定ニ基ク 時章	

面裏
第 號 昭和年月日交付

改正法令記入欄

改正法令記入欄

戦争保険臨時措置法施行期日

指定ノ件

(昭和十七年一月二十四日勅令第二二四號)

朕戦争保険臨時措置法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
戦争保険臨時措置法ハ昭和十七年一月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

保険会社指定ノ件

一七二

保険会社 指定ノ件 (昭和十七年一月二十一日)

(大藏省告示第十五號)

戦争保険臨時措置法第二條ノ規定ニ依リ保険会社ヲ左ノ通指定シ 戦争保険臨時措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

名 称	所 在
東京海上火災保険株式會社	東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地一
東京火災保険株式會社	東京市麴町區大手町一丁目六番地ノ六
明治火災海上保険株式會社	東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地一
日本火災保険株式會社	東京市日本橋區通二丁目四番地四
帝國海上火災保険株式會社	東京市大手町一丁目六番地一
日本海上火災保険株式會社	東京市西區江戸堀上通一丁目二十五番地
富國火災海上保険株式會社	東京市京橋區京橋三丁目二番地ノ四
横濱火災海上保険株式會社	横濱市中區本町五丁目四十八番地
共同火災保険株式會社	大阪市北區堂島濱通二丁目二番地六
神戸海上火災保険株式會社	大阪市西區江戸堀上通一丁目二十五番地
東洋海上火災保険株式會社	東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地ノ一
福壽火災保険株式會社	名古屋市中區廣小路通六丁目三番地
日產火災海上保険株式會社	東京市麴町區丸ノ内二丁目十八番地
大倉火災海上保険株式會社	東京市京橋區銀座二丁目二番地ノ九
東邦火災保険株式會社	東京市京橋區銀座二丁目二番地ノ四
帝國火災保険株式會社	大阪市北區曾根崎上二丁目四十八番地
千代田火災保険株式會社	東京市京橋區銀座二丁目二番地ノ一
第一火災海上保険株式會社	東京市京橋區吳服橋一丁目三番地二
住友海上火災保険株式會社	東京市麴町區内幸町二丁目二番地二
日東海上火災保険株式會社	東京市京橋區内幸町十九番地
大東海上火災保険株式會社	大阪市東區北濱二丁目八十五番地ノ一
朝日海上火災保険株式會社	東京市麴町區丸ノ内二丁目十六番地ノ二
大正海上火災保険株式會社	東京市麴町區丸ノ内二丁目十六番地ノ二
保険会社指定ノ件	

保險會社指定ノ件

一七四

- 大福海上火災保険株式會社  
三菱海上火災保険株式會社  
攝津海上火災保険株式會社  
辰馬海上火災保険株式會社  
東神火災保険株式會社  
大日本火災海上保険株式會社  
大北火災海上運送保険株式會社  
東洋火災保険株式會社  
神國海上火災保険株式會社  
太平洋海上火災保険株式會社  
日本動產火災保険株式會社  
日本共立火災保険株式會社  
日本簡易火災保険株式會社  
東京動產火災保険株式會社  
大成火災海上保険株式會社
- 大阪市東區淡路町三丁目二十番地  
東京市麹町區丸ノ内二丁目六番地  
大阪市北區堂島濱通二丁目二番地ノ一  
西宮市本町三十二番地  
東京市日本橋區通三丁目二番地ノ三  
大阪市北區曾根崎上二丁目四十八番地  
東京市麹町區丸ノ内二丁目二十番地ノ一  
東京市麹町區大手町二丁目二番地三、四  
大阪市西區土佐堀船町三十五番地  
大阪市北區堂島濱通三丁目三番地、四番地  
大阪市東區北濱一丁目六番地  
東京市京橋區銀座西六丁目三番地ノ五  
大阪市南區末吉橋通二丁目三番地、四番地ノ二合併及四番地  
東京市日本橋區通三丁目二番地ノ三  
臺北市表町二丁目一一番地

改正 法令記入欄

保険料指定ノ件

(昭和十七年一月二十一日  
大藏省告示第十六號)

戦争保険臨時措置法施行規則第七條ノ規定ニ依リ 保険料ヲ左ノ通指定シ 戰争保険臨時措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一 保険ノ目的ガ運送品以外ノモノナルトキ

保険期間六月又ハ其ノ未満ニ付保證金額ノ千分ノ四ニ相當スル額トス但シ倉庫業者ガ保険契約者トシテ倉庫ニ保管スル不特定物ヲ保険ニ付スル場合ニ於テ保険期間ヲ一月又ハ其ノ未満ト爲シタルトキハ保険金額ノ千分ノ〇・八ニ相當スル額トス

二 保険ノ目的ガ運送品ナルトキ

保険金額ノ千分ノ一ニ相當スル額トス

戦争保険ノ目的物タリ得ザルモノ指定ノ件

一七六

## 戦争保険ノ目的物タリ得ザルモノ

### 指定ノ件

(昭和十七年一月二十一日  
大蔵省告示第十七號)

戦争保険臨時措置法施行規則第二條第一項第四号ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ 戰争保険臨時措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

敵産管理法ニ依ル敵産但シ左ニ掲タル者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産ヲ除ク

- 一 敵國內ニ居住スル個人ニシテ日本ノ國籍ノミヲ有スル者
- 二 敵國內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人又ハ敵國ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ資本又ハ議決權ノ全部ガ日本臣民又ハ日本法令ニ依リ設立セラレタル法人（但シ敵産管理法施行令第三條第一項第三号又ハ第四号ニ掲タルモノヲ除ク）ニ屬スルモノ

## 戰 時 禁 制 品 指 定 ノ 件

(昭和十六年十二月二十二日  
海軍省告示第411號)

今次戦争ニ於ケル戦時禁制品左ノ通定ム

### 第一條

別段ノ規定ナキ限り左ノ各号ニ掲タル材料及物件ハ絶對的戦時禁制品タルベキモノトス

- 一 一切ノ武器、弾薬、爆發物、破壊具、化學戰用化學藥品又ハ其ノ器具類及此等ノ組成品、部分品、附屬品並ニ此等ノ製造、修理ニ供セラル機械類
- 二 陸上、海上又ハ空中ニ於ケル一切ノ輸送機關又ハ輸送手段及此等ノ組成品、部分品、附屬品並ニ此等ノ製造、修理ニ供セラル機械類
- 三 一切ノ燃料、加熱材料又ハ機械潤滑用材料及此等ノ組成品並ニ此等ノ製造、修理ニ供セラル機械類
- 四 第一號乃至第三號ニ掲タル物件ノ使用ニ必要又ハ便利ナル物件又ハ獸類
- 五 軍事行動遂行ニ必要又ハ便利ナル一切ノ陣營具、被服、通信器具、照明器具、其ノ他ノ器具、機械類、地圖、繪畫、寫眞、文書及其ノ部分品、附屬品
- 六 貨幣、地金銀、紙幣、有價證券又借用證書
- 七 第四號乃至第六號ニ掲タル物件ノ生産、製造、修理又ハ使用ニ必要又ハ便利ナル物件

戦時禁制品指定ノ件

一七七

第二條 別段ノ規定ナキ限り左ニ掲タル材料及物件ハ條件附戰時禁制品タルベキモノトス  
一切ノ糧食、飼料、糠粃又ハ被服並ニ此等ノ生産、製造ニ供セラルル材料及物件

第三條 第一條及第二條ハ夫々大正三年軍令海第八號海戰法規第五十五條及第五十六條ニ代ルモノトス

欄入記令法正改

改正法令記入欄

統制經濟法全式除加付令

規法全係關法員動總家國  
規法全係關法置措時臨品入出輸  
法店商・合組業工・合組業商・法整調金資時臨  
省工商・制統業產・法稅新・法理管替爲國外  
示告・令府阪大・價物定公省生厚・省林農

(行發回二月每錄追) 濟除加迄號一十二 頁千五約版菊  
錢十五 稅郵 (圓八拾價定)

配給元	發行所	複製者	不著作權	許	昭和十七年二月五日印刷	大東亞戰爭完遂法令	說解
日本出版配給株式會社	大阪市北區曾根崎上一丁目六〇番地	喜作	大東亞戰爭完遂法令	說解	編者	辻喜作	大東亞戰爭完遂法令
會員番號 一〇七〇一〇	上一丁目六〇番地	伊藤由三郎	大東亞戰爭完遂法令	說解	發行者	伊藤由三郎	大東亞戰爭完遂法令
淡路町二丁目九	大阪市北區曾根崎上一丁目六〇番地	藤本卯之助	大東亞戰爭完遂法令	說解	印刷者	藤本卯之助	大東亞戰爭完遂法令
	電話北三三〇五 總大坂四〇一六番						

加除式よりも便利な新考案

發行所 銀行問題研究會

# 法令戦時統制法令叢書 挿入式

本叢書の特色は本會獨創の法令挿入式を採用し、今後法規の改正、關係法規の新公布等の場合には直ちに本會發行の「統制經濟時報」又は官報を利用して餘白頁に記入又は貼付し得ることとした點である。即ち本叢書は從來の單行本と加除式統制法規の各長所を活かした上、低廉且迅速といふ三大特色を有するのであって、本叢書の出現は必ずや江湖の絶讚と支持を博するものと信じて疑はない。

豫め御申込置き下さらば發刊の都度迅速に送本致します!!

第一輯 企業許可令解説（價一・〇〇）

第二輯 衣料切符制の解説（附物資統制令諸規則）（價一・八〇）

第三輯 大東亞戰爭完遂法令解説（價一・五〇）

第三輯 勞務調整令・國民勤勞報國協力令解説（近刊）

第四輯 重要產業團體令便覽（法規解説、定款、統制會員名簿、關係法規）（近刊）

本邦唯一の統制經濟法令の一大鳥瞰圖!!

毎月二回(十五日・三十日)發行

# 統制經濟時報

一部 四十錢  
半年 四圓八十錢  
一年 九圓六十錢

所行發

崎根曾區北市阪大  
地番〇六目丁一上  
番五〇三三北話電  
番六一〇四阪大替振  
會究研題問行銀

本誌は官報掲載の國家總動員法令、統制經濟關係法令を細大洩らさず全部收錄し、且これに一々懇切明快なる解説を附すると共に、商工省及び農林省通牒、最近統制違反判決例、公定價格品名（大阪府公價格品名附）等を掲載せるを以て、本誌一部を机上に備へられんか、複雜難解なる時局法令と雖も、その全貌は正に一目瞭然である。官廳、地方自治團體はもとより學校、組合、銀行、會社、各種團體等は即刻本誌を備へられたい。

戰時統制法令叢書・第2輯

## 說解令制統資物

法式入挿

(容 内)

衣料切符制度  
(纖維製品配給消費統制規則)  
水鮮諸生果物配給統制規則  
水產魚類配給統制規則  
食味醤油配給統制規則  
特殊鋼需給統制規則  
肉配給統制規則  
噌醬油配給統制規則  
衣料切符制度

全纖維製品配給機構の整備と綜合的切符制度を内容とする纖維製品配給消費統制規則は遂に二月一日より實施された。正に我國未曾有のことであり、大東亜戦争決戦下、國民一般の理解と協力が強く要請される所以である。

定價 一圓八十錢 送料十錢

地番〇六目丁一上崎根曾區北市阪大

會究研題問行銀

叢論行銀  
規法濟經制統  
報時濟經制統

(容 内)

## 正改消費稅法解說

昭和十六年十二月實施

物 品 稅

酒清涼飲料稅  
砂糖消費稅  
場稅  
印骨建通  
紙牌築行  
稅稅稅

平年度六億三千萬圓に達する今次の消費稅增收は、わが國稅制史上正に劃期的なものであるが、それだけに又戦時下國民生活の上に及ぼす影響の大なることは論を俟たない。弊會はこの點に鑑み、今次改正の消費稅法全般に亘る最も懇切明快なる解説書として、本書を上梓することとしたが、特に重要な物品稅と遊興飲食稅に付ては、飽迄も實際的な立場から、詳細且具體的な説明を附してその完璧を期した次第である。

目下發賣中好評に付賣切の處あり!!! 即刻御申込を乞ふ!!!

頁十三百二 番六列B

錢六 料送 錢十六圓一價定

地番〇六目丁一上崎根曾區北市阪大

會究研題問行銀

叢論行銀  
規法濟經制統  
報時濟經制統

法令 挿入式 企業許可令 説解

附 施行規則他關係法令全部

B六一五〇頁  
定價一圓  
送料六錢

企業許可令の適用範囲

企業許可令の適用を受くる事業は四百四十三業種の多きに達し個人、會社は勿論、工業組合、商業組合購買組合等の如き團體も、大は百貨店から小は行商、賣店、露天商に至る迄均しくその適用を受けるのである。而して指定事業の經營者は、二月十日迄に事業に關する報告書を提出する外、今後は事業の委託、事業設備の新設、擴張又は改良、相續の場合等々には必ず主務官廳の許可を要するのであり、もしこの届出を怠り、或は當局の許可なくして右の委託その他を爲した場合は、國民總動員法の罰則を適用されると共に、營業免許の取消を受けることになるのである。

本書の三大特徴

本書は右の如き事業家の最大關心事なる企業許可令の内容を懇切明快且具體的に解説すると共に、施行規則他關係法令を網羅してその完璧を期したが、特に本會獨創の法令挿入式を採用して、この種出版物の新生命を拓いたことは、必ずや江湖の支援と絶讚を博するものと確信する。

好評!!! 目下發賣中!! 書店賣切の際は即刻弊會宛御申込を乞ふ

番五〇三三北話雲振 會究研題問行銀 嵐根曾區北市阪大  
番六一〇四阪大替地番○六目丁一上

328.1  
464

終

1.50